



福井 節子 議員

いちご農園補助金問題 について、納得いく 市民説明を

問 何を根拠に(株)風車に補助事業の遂行能力があると判断したのか

答 国・県からの交付決定通知を根拠として、補助金の交付を決定したものです

問 何を根拠に(株)風車に補助事業の遂行能力があると判断したのか。

答 総務部長

あらかじめ国で補助事業として採択され、県に通知。その後、補助金交付の内示があり、県の指導をいただきながら提出されました計画書類に基づき一連の補助金交付申請に対する事務処理を行ったものです。

問 県の3月16日付提出文書で、「事業実施計画承認申請書」に「市から承認申請が出され県も内容は適正と認めるので、(国の)農政水産部長

宛進達してよろしいか」とある。あらかじめ国が採択ではなく、市が事業者から要望を受けて県に調査結果を送り、県がそれを認めて国に申請した流れではないのか。

答 総務部長

補助事業の事務的な流れは、市が事業者を妥当と認め県に申請書等を提出しますが、あらかじめ県なり国と妥当かどうか判断を含めて対応しており、実際の中身は当初から国・県と相談をしながら決定したということです。

問 3億7375万円の補助金が返還されていない現状をどの様に受け止めているか。

答 総務部長

当初の計画通りの事業完遂が出来なかったことは極めて残念な結果であり、また交付済み補助金がいまだ返還されていないことは、極めて遺憾。現在係争中の訴訟動向を踏まえ、今後も引き続きあらゆる手段を講じて回収に努めてまいります。

問 こうした事態を招いているということに対して、市民に謝罪があってもよいのではないか。

答 市長

この案件は、その都度丁寧なその経緯なり対応策あるいはその方策のご説明を重ねてきています。また、3月議会での請願でも、議会のご意見でそういう必要性については賛成少数という経緯もありますので、市としては引き続きしっかりと債権回収に向けて全力を挙げて取り組む所存です。

問 リスクマネジメントが必要ではないか。

答 総務部長

直ちに規則や要綱等の改正を行うより、まずは個別事案ごとに法令や規則・要綱等に照らし、慎重かつ丁寧な審査等を行うことが必要であると考えております。

その他の質問

- ・移動の自由は市民の権利、交通権を保障するために
- ・新ごみ処理施設建設の推進に伴い、住民合意は得られたか